下水道が使える区域が増えました

４月から町内の一部区域で新たに下水道が使えるようになりました（下図参照）。より衛生的な生活環境を実現できるよう、下水道への接続をお願いします。

●問い合わせ／下水道課　☎ 093・434・1829

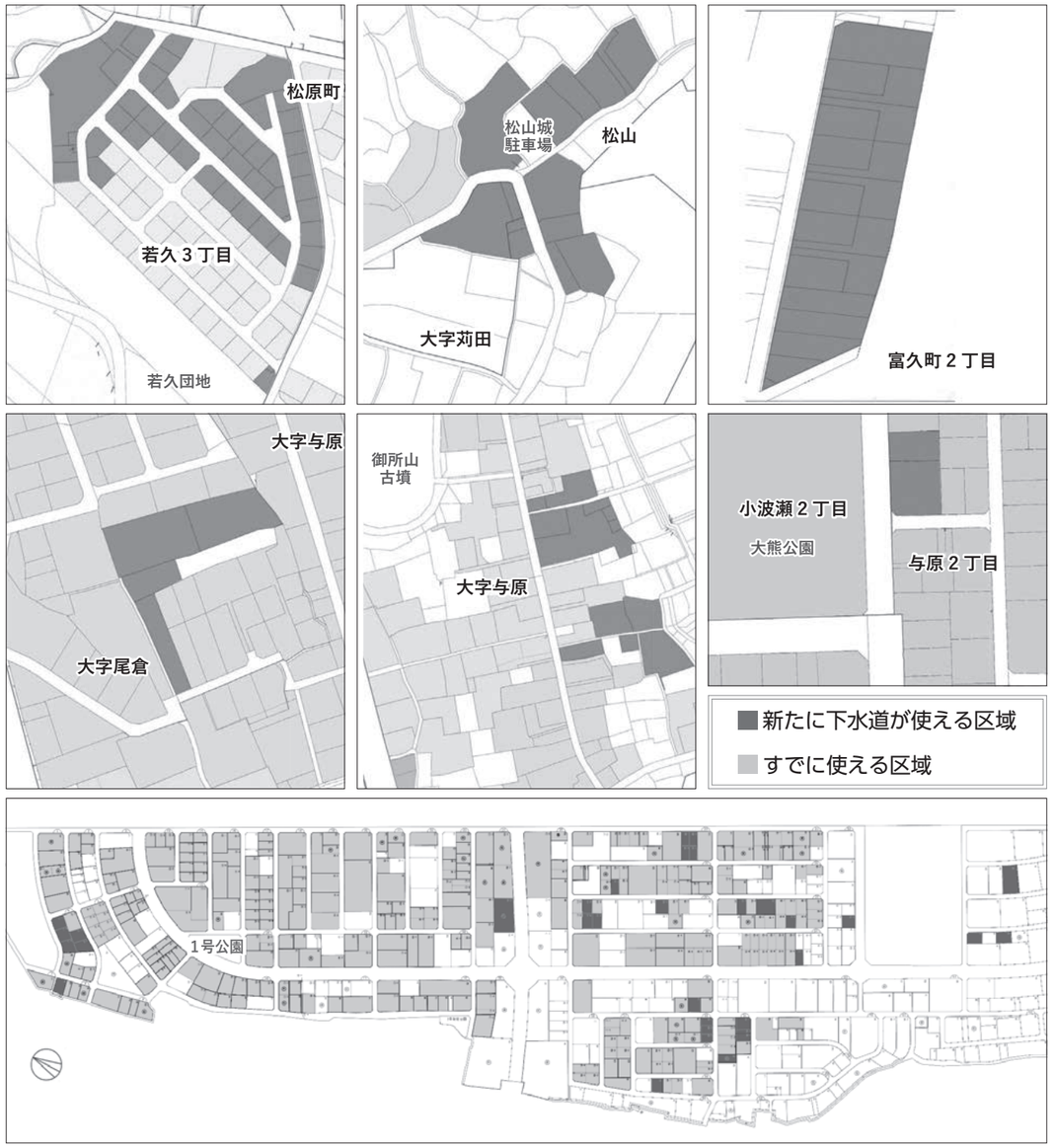

新たに下水道が使えるようになった区域では、受益者負担金が賦課されたり、自宅から下水道へのつなぎ込み工事ができるようになったりします。すでに下水道が使える区域の方も、下記の内容を今一度ご確認ください。

受益者負担金が賦課されます

下水道が使えるようになり、供用開始の公示がされると、その区域内の土地の所有者（その土地に地上権、質権等の権利がある場合はその権利者）に対して「受益者負担金」が賦課されます（賦課は一度限り）。

負担金の額は？

所有している土地の広さ１㎡あたり 600 円です。
例／ 50 坪（約 165㎡）の土地では９万 9100 円

負担金の納付方法は？

負担金は 20 回（年４回×５年）に分けて納めることができます。また、納付金を全額または年額を一括で納付すると、納付金の一部が報奨金として交付される「一括納付報奨金制度」が適用されます。

納付方法	報奨率
初年度の第１期に全額を一括納付	20%
２年目の第１期に残額を一括納付	16%
３年目の第１期に残額を一括納付	14%
４年目の第１期に残額を一括納付	12%
各年度の第１期にその年度分を一括納付	６%

※報奨金が交付されるのは第１期（７月）の納期限内に一括して納める場合に限ります。２年目以降は未納がない場合に限ります。

つなぎ込み工事の補助制度

供用開始後３年以内に下水道へのつなぎ込み工事を行う場合、次の①か②のどちらかの制度を受けられます。なお、浄化槽を設置している場合は、他の生活排水を含め接続工事をして、直接公共下水道へ流してください。早めのつなぎ込み工事にご協力をお願いします。

①**水洗化工事の助成制度**／
・くみ取り便所の大便器取替１個につき １件１万円
・浄化槽接続工事 １件１万円

②**融資あっせん制度**／水洗便所に改造する工事費などを負担することが困難な場合、町が指定した金融機関に融資あっせんを行い、その融資額（工事費の範囲内）に伴う利子を助成します。

●**融資額**／１世帯当たり 10 万円以上 50 万円以内（１万円単位）
※借入額を完済した場合には、支払い利子に対して 100％分の利子補給をします。

●苅田町下水道排水設備指定工事店一覧を更新しました

一覧が必要な方は、苅田町ＨＰからダウンロード、もしくは下水道課窓口までお越しください。
※注意：委託された業者を装った悪質な訪問販売や、排水管の清掃・点検などの名目で、業者が不必要な作業等を行おうとする事例が報告されています。不審に思われた際には、町より発行された顔写真付きの身分証明証をご確認いただくか、下水道課へお問い合わせください。

町ホームページ

下水道に接続している方へ

●下水道を整備して住みよい町に

下水道が整備され、各家庭の下水道への接続が進むと、より快適で衛生的な生活環境を実現できるようになります。例えば…
○魚や水の生物が住みやすくなり、安心して川遊びのできる川になります。
○溝や川のいやな臭いがなくなり、住みやすい町になります。
○くみ取りや浄化槽の管理の手間がなくなります。

●下水道を正しく使いましょう

・台所では、野菜くずやご飯の残り、食用油などを流さないようにしましょう。
・トイレではトイレットペーパー以外の異物などを流さないようにしましょう。浴室などの排水口には、大きなものが流れないように網か格子をつけましょう。
・合成洗剤に含まれているリンは、浄化センターで処理しても取り除くことが困難です。洗濯の際は無リン洗剤を使うように心がけましょう。